

平成 26 年 6 月 策定
平成 29 年 3 月 改訂
平成 30 年 7 月 三訂

浜松湖南高等学校 いじめ防止基本方針

第 1 章 基本事項

1 いじめとは

いじめとは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

一つ一つの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあるので、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

2 基本的な考え方

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が必要である。

いじめられた生徒は心身ともに傷付いている。その大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒がそのことに気付いたり、理解しようとするのが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめを未然に防止するためには、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。すなわち、生徒一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが必要である。そのため、家庭、地域、学校それぞれが連携して、生徒の自立を目指すことが重要である。

3 いじめの解消とは

心理的又は物理的な影響を与える行為による心身に苦痛を感じる状態が解消されていることが、いじめの解消を判断する要素となることから、次の2点をもっていじめが解消されたと判断する。

- (1) いじめに係る行為がない状態が継続している
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない

第2章 いじめ防止等に係る取組み

生徒一人一人が自分を大切に思う気持ち(自尊感情)や互いを尊重する感覚(人権感覚)をもって、「いじめ」のない安心・安全な学校生活を送ることができるよう、組織的な取組みをしていく。いじめが疑われる事案がある場合は、早期の対応を組織的に講じる。

1 取組みの基本姿勢

クラスにおける面談や心身の健康調査アンケート等をとおして情報収集し、生徒の気になる様子等を一人の教職員が抱え込むことなく、校内で情報を共有し、共通理解の下で学校が一丸となって組織的に対応する。

2 取組み目標

心身の健康調査アンケートにおいて、「現在、いじめ問題で悩んでいる」と答える生徒ゼロを目指す。

3 取組みの評価

年度末にいじめ防止等のための取組みについて目標の達成度を自己評価し、次年度以降の取組みの改善に活用する。

第3章 組織の設置

ここでのいう組織は、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては「学校基本方針」の見直しについて担うための組織である。

1 組織の名称

いじめ防止対策委員会

2 組織の役割

- (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- (4) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- (6) 発見されたいじめの事案への対応
- (7) 重大事態への対応

3 組織の構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、研修主任、教育相談担当、英語科長、学年主任、養護教諭、(いじめ対応時には、担任、部活動顧問、スクールカウンセラー (S C)、スクールソーシャルワーカー (S S W)、スクールサポーター (S S) 等、校長が必要と認める者を加える。)

4 委員会の開催

委員会は6月、9月、1月に(心身の健康調査実施後)定例会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。

第4章 いじめの未然防止

いじめの防止には、いじめが起きにくい集団づくりが非常に重要で有効な第一歩である。「集合」状態から規範意識と思いやりのある「集団」へと変えていくための指導を教育活動の中で心がけていく必要がある。

- 1 学校生活の中で一番長い時間を過ごす授業における人間関係づくりと規範意識の育成
 - わかる授業(授業アンケート、公開授業の活用)
 - 協働学習
 - 授業の規律(チャイム着席、授業中の態度)
- 2 友人関係・集団づくり
 - 遠足 文化祭 体育大会等の学校行事、HR活動、生徒会活動、部活動
 - 集団の中での役割 自己有用感の育成
 - スマホ・携帯電話の使用時間制限の呼びかけと使用法の指導
- 3 命の尊厳理解
 - 保育実習
- 4 倫理観・道徳観・人権感覚の育成
 - 思春期セミナー 防犯教室
- 5 発達障害等に対する理解
 - 職員研修 特別支援学校との連携

第5章 いじめの早期発見

いじめにあっていて生徒は、いじめられていることを恥ずかしいと考えたり、いじめの深刻化をおそれて訴え出ることができないことが多い。そのため教職員は日ごろからいじめを見つけようとする積極的な態度を持つことが大切である。

1 観察

生徒の表情、言動の変化やクラスの雰囲気の変化等を注意深く観察する。

2 面談

面接週間やそれ以外の面談の機会を捉えて生徒からの相談を受けやすい機会を作るとともに情報収集に心がける。

3 「心身の健康調査」

年間3回、生徒に対するアンケート調査を行い、情報収集を行う。

4 「心の教育」

5月学級懇談会において保護者との懇談を、相談・情報収集・啓発の機会とする。

5 相談窓口の周知

校内の相談窓口のほかに、校外の相談窓口を周知する。

第6章 いじめに対する措置

学校生活の中での観察等により、また保護者や外部からの通報により、いじめの発生が疑われる場合、速やかに対処する必要がある。

ただし、軽微ないじめでは状況に応じて、見守る（※）、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が必要である。（※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など）

いじめを最初に認知した教職員⇒生徒指導主事へ報告



生徒指導課教職員・関係教職員：情報収集・共有⇒いじめと疑わしい場合は、教頭に報告、いじめ防止対策委員会を招集



いじめ防止対策委員会：いじめであるかの判断

○ いじめが発生していると確認された場合

校長は県教育委員会に報告



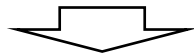
いじめ防止対策委員会を中心として、ケース会議を開き、状況を分析及び対処措置を検討

・必要に応じてスクールカウンセラー等の支援を得る。

<ネットいじめの場合>

- 1 書き込み内容の確認
 - ・複数の教職員で掲示板等のアドレスを確認し、記録する。
 - ・書き込み内容を保存する。(プリントアウト等)
 - ・携帯電話の場合は画像をカメラで撮影するなどして画像を保存したり、画像や動画データの転送が可能な場合にはデータを保存したりする。
- 2 掲示板等の管理者に削除と証拠保全の依頼
 - ・管理者への連絡方法を確認する。
 - ・利用規約等を確認のうえ削除と証拠保全を依頼する。

※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- 3 掲示板等のプロバイダへの削除依頼
 - ・管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明の場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。



いじめられた生徒への支援とその保護者への対応
いじめた生徒や周囲の生徒への指導及びその保護者への対応
職員会議での報告、今後の指導方針の説明



継続的な経過観察及び再発防止・未然防止にむけた指導体制の確認

【具体的な手順】

① 情報を集める

- 学級担任、部活動顧問、関係教職員、生徒指導課教職員、養護教諭
- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、 その場でその行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
 - ・ 生徒や保護者から 「いじめではないか」 との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
 - ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
 - ・ いじめた生徒が複数いる場合は、 同時かつ個別に聞き取りを行う。

② 指導・支援体制を組織する

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組織する。
(担任等関係教職員、養護教諭、生徒指導課教職員、管理職などで役割を分担)
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - それぞれの保護者への対応
 - 県教育委員会や関係機関等との連携が必要かの判断
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③ 生徒への指導・支援を行う

＜いじめられた生徒への対応＞

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

＜いじめた生徒への対応＞

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。併せて、いじめた児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

＜その他の生徒への対応＞

- ・ クラス等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

＜組織としての対応＞

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

④ 保護者への対応

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

⑤ 事後対応

- ・ 対応を講じた事案については、原則、経過観察を3ヶ月間継続し、いじめに係る行為が止んでいるか、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないかを確認する。
- ・ 委員会において「いじめ」が解消されているかを判断し、経過観察期の短縮や延長を審議・決定する。

第7章 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
※「相当期間」とは30日間を目安とする。
- (3) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 県教育委員会への報告

- (1) 重大事態が発生した場合、校長はその概要を県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、重大事態の調査の主体が県教育委員会と本校のどちらであるかを判断し、本校に指示する。

3 調査組織による調査

(1) 県教育委員会が調査主体の場合

県教育委員会の指示による資料の提出等、調査に協力する。

(2) 本校が調査主体の場合

県教育委員会の指導・助言のもと、以下のような手順で対応に当たる。

ア 調査組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。

イ 調査の実施

① いじめの事実の明確化

時期、期間、関係生徒、内容・様態、背景、学校・教職員の対応

② 被害生徒の学校復帰への配慮

調査の実施に当たっては、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを優先する。たとえば、質問票によって個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることがように配慮する。

③ 調査対象となる在校生やその保護者への説明

質問票等によるアンケート結果については、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ってその旨を調査対象となる生徒や保護者に説明する。

ウ 県教育委員会への調査内容報告

4 被害生徒・保護者への調査結果の提供

(1) 調査によって明らかになった事実関係について、県教育委員会の指導に従って、いじめを受けた生徒・保護者に対して情報を適宜、適切に提供する。

(2) 関係者の個人情報には十分配慮する。

5 報道対応

(1) 窓口を一本化する。(副校長または教頭)

(2) 情報の公開内容等については県教育委員会の指示に従う。

令和7年3月確認

いじめ防止のための年間計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
授 業 改 善 等	授業ガイダンス		授業公開週間	授業アンケート実施		
	わかる授業、すべての生徒が参加できる授業への取組					
友人・集団づくり	1年生：歩け歩け大会		湖翔祭		英語科サマーセミナー	
	2年生：クラス遠足					
	3年生：クラス遠足					
	クラスを中心とした友人・集団づくり					
早 期 発 見	教育相談だより	心身健康調査		防犯教室		心身健康調査
	クラス面接週間	思春期セミナー				教育相談だより
啓 発 指 導		心の教育				防犯教室
	授業、部活動等のすべての学校活動において、すべての職員による観察・見守り					
職 員 研 修	いじめ防止					教育相談的対応

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授 業 改 善 等		授業公開週間	授業アンケート実施			授業アンケート分析
	わかる授業、すべての生徒が参加できる授業への取組					
友人・集団づくり		保育実習	修学旅行	カルタ大会		球技大会
	体育大会					
		読み聞かせ会				
	クラスを中心とした友人・集団づくり					
早 期 発 見				心身健康調査	教育相談だより	
啓 発 指 導						
	授業、部活動等のすべての学校活動において、すべての職員による観察・見守り					
職 員 研 修				特別支援教育の視点	本年度の反省と課題	次年度への取組

